

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書  
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ななこども園	
運営法人名称	社会福祉法人 種の会	
福祉サービスの種別	幼保連携型認定こども園	
代表者氏名	理事長 片山雄基	
定員（利用人数）	125 名	
事業所所在地	〒 583-0017 大阪府藤井寺市藤ヶ丘4-1-15	
電話番号	072 - 953 - 4295	
FAX番号	072 - 953 - 4355	
ホームページアドレス	<a href="https://tanenokai.ed.jp/nana/">https://tanenokai.ed.jp/nana/</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:nana@tanenokai.jp">nana@tanenokai.jp</a>	
事業開始年月日	平成22年4月1日	
職員・従業員数※	正規 21 名	非正規 18 名
専門職員※	保育士・栄養士・看護師・事務職員 社会福祉士・調理員	
施設・設備の概要※	[居室] 調乳室1・遊戯室1・食品庫1・更衣室1・事務室1 保育室8・木浴室1・調理室1・調理休憩室1・保健室1 [設備等] 敷地面積：1432.82㎡ 園庭450㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1 回
前回の受審時期	2018 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

## 【理念・基本方針】

<p>創始理念 子どもの立場を尊重し、新しいかかわり 「大人と子ども」「大人どうし」「子どもどうし」の関係性の再構築を 創造するための施設にする</p> <p>運営理念 “みんなでみんなをみていく園づくり” —私たちスタッフ一人ひとりが作り手です—</p>
--

## 【施設・事業所の特徴的な取組】

<p>のびのび・しなやかな体：リズムやサーキット活動などの身体活動を通して子ども達の体を動かしたいという生理的欲求を満たしていきます。また、食育活動を通して食べることを楽しみにできるようにしていきます。</p> <p>やってみたいを見つける力：子ども達の興味関心から遊びや活動を広げていきます。子どものやってみたいことに向かって考える、決める、試してみることができる環境を大切にしています。</p> <p>感じる心と豊かな表現：自然物に触れて五感を使った心が動かされる体験を重ね、感じたことを造形や音楽、身体表現、言葉で表現する喜びを味わえるようにします。豊かな感性を伸ばしていけるような環境をつくります。</p> <p>育ち合い繋がり合い：子どもの気持ちに寄り添い安心して自分の思いを出し答えを見つけられるよう支えながらも、様々な考えがあり答えは一つではないことを伝えていきます。異年齢での関わりも大切に、お互いに影響し合える関係性を大切にします。</p>
---

## 【評価機関情報】

第三者評価機関名	株式会社 評価基準研究所 (IRES)
大阪府認証番号	270058
評価実施期間	令和6年6月5日～令和6年12月4日
評価決定年月日	令和6年12月4日
評価調査者(役割)	2001C008 (運営管理委員) 0501C152 (運営管理・専門職委員) 2001C007 (運営管理委員) ( ) ( )

## 【総評】

### ◆評価機関総合コメント

職員の話し合いによる課題解決が本園の基本姿勢であり、各所でこの基本姿勢に基づいた場面が見られた。また、職員だけではなく、子どもたち自身でも話し合っ自分たちの様々なことを解決していくという場面も多く見ることもできた。これは、「子どもたちを自発的な子に育てる」という園理念の実現にもつながる取り組みである。例えば、5歳児の「お楽しみ保育」の際のTシャツの色を決めるのに今まではかなり時間がかかっていた。これを避けるために、いくつかの選択肢を絞って提示するなど工夫した上での話し合いがされたが、最後は2つの色になって結局はこの2色を混ぜるという結論になったという。このような子どもたちの話し合いのプロセスを職員が尊重する姿勢が本園の特徴ともなっている。ただ、話し合いのための話し合い（決めなくて良いのに）になっている場面もあると園長は感じており、今後はどこまでを話し合うのかを選択していくことも必要かもしれない。また、経営層としては保育の良いものは良いという「言いきり」をすることも必要であるが、このためには経営層が保育理論を勉強し、職員を説得的に説明できるための「論理武装」できること、も必要であろう。経営層の言語化や定義づけは、職員間のベクトル合わせのためには今後も課題であり続けるだろう。

### ◆特に評価の高い点

経験年数別の職員グループごとの話し合いができる体制や経営層に気軽に相談できる体制が構築されており、人間関係の良さが本園の基礎となっている。その基盤の上に、ノンコンタクトタイムを法人として取るようにしているが、本園でも積極的にこの時間を取り、職員が子どもへの思いを実現できるように落ち着いた自分自身を取り戻せるようにしているのは素晴らしい。「場面記録の検討会」は、本園の開園時からの伝統的な取り組みであるが、今後は職員が保育に魅力を感じられるように、形式にこだわらず、新たな手法の導入も検討する時期に来ているのかもしれない。

### ◆改善を求められる点

子どもの思いを実現しようとする姿勢は優れているが、子どもの育ちを保障することは専門的な領域であり、子どもの思いを実現しようとするだけでは、子どもの育ちを実現することはできない。経営層が中心となって、職員の専門的な最新保育理論や知識、子どもの観察などを通じての真摯な話し合いが発展することが今後は望まれる。このためには、保育そのものを楽しむ、という各職員の姿勢を園として応援する姿勢がより明確になり、日々の勤務が職員の喜びに高められることが理想である。本園では近隣では高い水準の保育を提供できているが、これに満足せず法人内のより良い園の姿をベンチマークし、それを真似したり、越えようとする高い意欲が園全体で生まれることに期待したい。

### ◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

法人理念やななこども園の目指す子ども像を意識して保育を進め、園だよりやホームページ、インスタグラムなどを通して伝えておりましたが、保育や活動が子ども達のどんな力に繋がっているのか等、保護者や職員に言語化や可視化をすることでより明確に伝わり、保護者の保育や活動に対する理解や、職員のやりがいにも繋がるのではないかとアドバイスをいただきました。今後管理職として保護者へは分かりやすい発信の機会をより多く設けると共に、職員たちには、PDCAサイクルを意識し探求心を持って安心して試行錯誤を繰り返し『保育が楽しい』と思える環境を整えていきたいと思いました。そのための仕組みや仕掛けを意識して人材育成に注力していきます。また、指摘事項にあった個人情報開示と停止の位置づけや実習生のマニュアル等については、早急に対応しております。引き続き、子ども達と保護者が安心して通える園、近隣施設や養成校、地域の方々との繋がりを大切に、法人理念である『みんなでみんなをみる園づくり』を職員たちと共に目指します。

### ◆第三者評価結果

• 別紙「第三者評価結果」を参照

## 第三者評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
Ⅰ-1 理念・基本方針		
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
Ⅰ-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
(コメント)	保護者や職員への説明時には、園長や副園長だけではなく各職員が意識的に経緯を説明するようにしている。これは本園では現在は文化として職員には継承されていると園長は言う。職員同士でも根拠を明確にすることでお互いに納得できることが、園の設立時から当時の園長が目指したものであり、職員はこれを自然なこととして受け入れてきた。子どもたちの成長に関する話し合いでも、その根拠を互いに述べることにより、職員が納得するだけでなく、園としての明確な姿勢にまですることができているのは優れている。	

		評価結果
Ⅰ-2 経営状況の把握		
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅰ-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
(コメント)	社会福祉事業全体の動向は、府や藤井寺市、法人、社会福祉協議会からのメールや情報誌によって把握するようにしており、市の担当課から入園の状況や待機児童の状況等の情報も定期的に得ている。本園では、昨年度、園の運営や保育に対してのアンケートを実施した。保護者の要望やニーズについて把握をするためであったが、改善できる点については既に着手しており、改善した文書を保育のしおりに掲載して周知したり、藤井寺市民間施設連絡会でも、近隣園との情報交換を行っている。	
Ⅰ-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
(コメント)	経営課題としては、若手職員の前向きな姿勢を求めているにもかかわらず保育手法も含めての積極的な提案があまりない点であると経営層は感じている。この原因としては若手職員には世代的に、職員間の円滑な関係性維持を損ないたくないという意識が若手職員にはあるからかもしれない。園としては、これに対しては「子ども中心・子どもの利益」を最大の価値として伝え、子どものためになる提案をより職員から引き出すことを続けようとする必要もあろう。	

評価結果

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
(コメント)	法人のしっかりとした中長期計画があり、これを園で落とし込んだものが作成されているが、本園自体で目標として達成すべき内容をさらに明確化し、それを出発点として1年目から3年目までの計画を落とし込むというプロセスに見直しができるべきである。これによって、本園園長が目指す子どもの自立（自らの意思表示ができ、できない子を手助けできる子）を実現できる計画が、今後はさらに具体化されることができると考えられる	
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
(コメント)	園としての毎年の事業報告はされているが、これと中長期計画とが関連付けて毎年の事業が達成されているかを理解できるものとはなり切れていないのは残念である。中長期の計画が1年では達成できない目標をステップアップさせて実現へ至るプロセスであると理解できれば、中長期計画の効用も感じ取れるであろう。形式ではなく、形式に意味を持たせることを是非意識していただきたい。	

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
(コメント)	園では、今年度は、それぞれの活動の振り返りをていねいに実施することで、次年度に繋がる保育・活動にしていければと考えて計画をしており、具体的には、実施状況を担当者と管理職で確認しながら10月に進捗状況、年度末には振り返りを行い、次年度に繋がるように取り組んではいる。	
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
(コメント)	園として目指す保育を保護者に理解してもらうことにより、さらに円滑に推進できると考えており、次年度からは事業計画も3月にはすべての保護者に開示したいと考えている。開示方法は、掲示あるいは配布も検討予定であり、開示とともに園長のコメントなども付けることで保育の情報を保護者と共有させる予定であるという。	

評価結果

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
(コメント)	保育のあり方については、法人が考える子ども主体の実現に向けて職員間での話し合いが有効な手法となっている。職員にはノンコンタクトタイム（子どもから離れて一人になれる空間と時間を提供すること）を、法人としても推奨しており、これを園としても積極的に支援することによって、職員が余裕をもって子どもに接することができるようにしている。	

I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
(コメント)	若い職員にはリスクを怖がる傾向があるように思われると園長は言う。世代的な特徴もあるが、保育に伴う改善は保護者や子どもたちにとって不可欠なものであることを意識してもらうことで、保育の質向上を図ることを職員が全員で図れるようにしたいと園では考えている。	

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

		評価結果
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
(コメント)	組織図や職務内容ワークライフバランスを図るように、長期の有給休暇を取って海外に旅行するなどを支援することも実際にしており、これをできるだけ広げたいと園長は考えている。園長自身は、園長の役割として職員各自が園に来て保育することが楽しい、と日々感じられるような環境作りをすることであるという。このような園長に支えられて、本園職員はのびやかに保育を行っているが、おとなしい職員が多いため今後はより積極さがほしいと感じられる場面もあるかもしれない。	
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
(コメント)	マニュアルに保育士会の倫理綱領が挟み込まれており、職員が保育において子どもの権利を尊重することは日常の保育から意識することを園全体で目指している。これは、本園が目指す保育自体が子どもをよく観察し、その思いを保育士がきちんと理解することが前提となっているためであり、保育そのものが子どもの権利擁護となっているともいえるからである。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	インスタ等による園の本質を伝える内容を継続発信しているが、子どもの自主性を育てるために保育を行っているという発信が地域的に他園との差別化につながっている。近隣の保育園では、このような子どもの自主性を保育の中身として積極的に謳っている園が多くはないからであり、本園のこの自主性尊重の告知は近隣保護者にも賛同を得るものとなっている。	
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
(コメント)	保育の振り返りをそこでとどめてしまわずに次につなげるための仕組みを考えることが今後の課題であると園長は考えている。そのために明確な目標を言語化して定義付けすることを少しずつでも園長は続けていきたいと考えている。	

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	園では、たくさんチャレンジしたい方、人とのつながりを楽しみたい方、を要件として職員募集をしており、法人ではなく、園として募集告知から採用を行うことが可能となっている。近時は、副園長が中心となってインスタグラムなどを活用することで学生への効果的な媒体として告知ができており、園としての方針や福利厚生なども詳しく説明することで、結果的には順調な採用ができています。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	b
(コメント)	保育の楽しさが若い世代には変わってきつつあるのではないかと園長は言う。うまくいかないことをうまくいくようにするプロセスを楽しむことができない世代がいる。うまくいかないことを楽しめるように、どのように指導するかが課題であるが、例えば人間関係の良さは自ら作り上げるものであることを伝えることから、うまくいく関係性をただ求めるのではなく、今後の目標にしたいと考えている。	

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
(コメント)	園では、職員のワークライフバランスの確保を意識しており、本年度は10日間の連続休暇を取得して海外旅行した職員もいるという。本園では、このような休暇取得をさらに進めたいと考えており、働きやすい職場環境づくりを積極的に意識している。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
(コメント)	職員別のスキルアップシートへの記入（4月）がされ、5月にリーダーが面談することで、業務の割り振りや計画性を促している。しかし、各職員個人の能力育成や知識向上に向けた個人別育成シートの導入により、各職員自身に自らの能力向上を意識してもらい、園として育成取り組みを支援する工夫をさらに進めてほしい。	
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
(コメント)	職員個人の主体的な学びを尊重する姿勢を有しており、職員全員で学ぶべき知識は基本的に研修を行う体制がある。例えば、問題のある子どもへのケース会議はその一つであり、これを通じて経験ある職員の意見から各職員の意見が集約されていくというプロセスを通じて各職員の学びが着実に形成されているという。今後も継続して、障がいある子への対応や難しい事例を自身の経験として蓄積できる体制は維持してほしい。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b

(コメント)	<p>「場面記録」は本園が開園したときに最初の園長が始めたものであり、保育士が気になった場面の記録を元に、最初にこのエピソードと登場人物の背景と考察や今後の願いを担当者が発表し、これを5名ほどの職員が研修員を元に記録ごとにチームを作って、意見を出し合うという取り組みである。この全体の記録はメーリングリストで全職員に発信され、園での具体的な保育場面への気づきを全職員が共有している。</p>	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
(コメント)	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。実習生受け入れの際に主幹保育士が対応し、実習生の意向と実習内容の調整がされている。養成校の巡回の際にも主幹保育士が対応を行い、実習生の様子等の情報を伝達し、実習に生かすことができるよう配慮している。今後は、保育実習専門職種の特性に配慮した受け入れマニュアルを検討し、保育実習Ⅰ.Ⅱなどの段階的実習の整備などさらなる体制整備が必要である。また、中高生の職場体験や子育て支援員の養成など保育実習以外の受け入れについても検討し、専門職に合わせた受け入れの整備を図ることが望まれる。保育実習においても指導者研修の実施、養成校との連携したプログラム開発なども進めていく必要がある。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	<p>運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	b
(コメント)	<p>ホームページでは、まず園の基本姿勢である「みんなで、みんなを、みていく」ということばが、目につくように配置され、あたたかな雰囲気を感じさせるものとなっている。HP内の「私たちの取り組みに」において、ななこども園の特徴が示され、ブログやインスタグラムも定期的に更新されていることから、外部の方にも園の活動がわかりやすく伝わるよう工夫していることがわかる。法人サイトにも移動しやすく、そこで法人理念や事業計画などが把握できる。苦情解決の仕組みについては、利用者へは保育のしおり、重要事項説明書にて配布されているが、規定については法人HPでの確認となっており、苦情や相談体制をわかりやすく示す必要がある。今後は苦情や相談体制が把握しやすいよう園HP上や見やすい園内掲示などの配慮をして頂きたい。</p>	
II-3-(1)-②	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
(コメント)	<p>法人によって事務、経理、取引等に関する管理体制が整備、経理規定のもと権限に基づいた取引と支出を行っている。透明性の高い運営を行うため、事務スペースも分けられており、運営情報管理について配慮していることがわかる。保育アプリの使用においても、各自のIDとパスワードでアクセスし権限については役職に応じて制限されている。経理規定に基づき、園長承認、法人への取引の報告などがシステム化されている。また人材の評価・育成に繋がる職員の処遇評価については、施設長と事務職員のパソコンのみがアクセスができる設定にされている。事業・財務については公認会計士による毎月の月次監査を実施し、事業における公正かつ透明性の高い、適正な運営に努めている。職務分掌はわかりやすく提示され、役割と責任が明確にされており、職員等にも周知されている。事業計画においても、安定した財務基盤構築のために、人件費マネジメント、積極的加算取得、財務管理におけるPDCAやマニュアル化などの目標が掲げられている。</p>	

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 a

(コメント)

事業計画においても地域交流が掲げられ、こどもたちの太鼓演奏を通じた地域のお祭り、公園での部隊祭り、警察のイベントなど近隣との交流が図られている。他にも小学校やデイサービスとの交流を行われ、積極的な地域交流をしている。住宅とも隣接しているため、行事の際のお願い、お礼の写真、報告などを近隣の方に行い、常に関係づくりを大切にしている。

利用者に対して、保育園の玄関に病児保育やファミリーサポートなどの情報が把握できるようパンフレットのコーナーや掲示をしている。また、保護者が発達で気になることあれば、個人面談会を実施し、市のふれあい相談や児童発達支援に繋いでいる。未就園児、乳児、2歳児対象に「わんぱく広場」や「ベビー広場」など子育て支援事業を実施し、週に1回は園庭開放を行っている。今後も継続して地域の方が楽しめるイベントを継続していきたい意向である。

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 b

(コメント)

ボランティアの受け入れについては、マニュアルに明示されており、これまでも中高生の職業体験など学校教育への協力を行っている。法人の中期計画においても、ボランティアプロジェクトを重要実施項目として掲げ、地域ボランティア団体との交流、ボランティアの園行事への参画など受け入れの姿勢を提示している。

コロナによって中学校やデイサービスとの交流などが減少したようだが、コロナが明けた後は地域との交流やボランティアの受け入れが、活発化していくことが見込まれる。

今後を見据えて、ボランティア受入れのための登録手続、必要なボランティアの人材の検討、ボランティアの育成や募集の方法等など検討し、マニュアルへ反映して頂きたい。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 b

(コメント)

児童の緊急時に繋ぐべき社会資源については、緊急連絡票や保育基本マニュアルにて整理がされており、職員会議等で共通理解に努められている。藤井寺市社会福祉協議会の施設連絡会議や定例会議に参加し、地域情報の把握を行っている。子育て支援課とは、要保護児童の対応や障がいのある児童の対応において連携を行っている。

障がいのある子どもに対して、外部の作業療法士に来てもらい関わりへの助言指導を頂くなど、外部の専門職活用も積極的に実施している。

地域の子育て支援情報提供は現在もていねいになされているため、今後は、その整理や児童分野以外の高齢者や障がい者などの資源の整理を行い、子どもや保護者の個々に応じた資源の整理や地域の福祉ネットワーク化に寄与するような取り組みが望まれる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。 b

(コメント)	<p>藤井寺社会福祉協議会や市の子育て支援課を通じた福祉ニーズの把握に取り組まれている。地域ニーズへの対応として、園では0・1歳児を対象とした子育て支援事業に力を入れており、参加者も増加している。今後も給食体験や離乳食体験など実施の予定である。民生委員、児童委員との定期的な会議などから地域福祉のニーズ把握は現在実施していないが、園庭開放の際には、副主任が対応できるようにし、直接保護者から相談やニーズを把握するように努めている。地域の保育の質を向上するため、民間施設連絡会や市と協働し、研究保育の実施などに貢献していきたい意向である。</p>	
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
(コメント)	<p>園庭開放や子育て支援事業を通して、地域の子育て家庭への専門的な情報提供や支援を行っているが、さらなる内容の充実、回数を増やしたい意向である。藤井寺社会福祉協議会を通じて生活課題のある家庭に訪問し、物品等を援助や相談活動をすることで地域の福祉ニーズへの対応を行っている。住宅地にあるという設置環境から、なかなか地域の多様な機関との連携に難しさがあると考えているものの、災害対策など地域での取り組みを繋がりの中で進めていく必要性は感じており、こども食堂やヤングケアラー支援などについても関心は高い。</p>	

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

		評価結果
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)	<p>法人で作成している「糧」や「コンセプトブック」には、常に子どもを尊重することが基本事項として記載されており、それらが研修や勉強会において活用されている。園内の職員会議、パート会議は、怒らない保育や不適切保育について学びを深める機会となっており、各保育者がどういう保育をしたいのか、何を大事にするのかを発表し、子どもを尊重した保育の確認をしている。実際の保育場面の振り返りを報告する「場面記録検討会」の設定、先輩がメンターとなり日常的に指導助言をするなど、保育の質を向上させる仕組みがある。園長や主幹は、会議において「なんでした」ではなく、「どうしたいの」と問いかけること、ダメはだめと伝えて終わらず一緒に考えることなど、具体的な関わりを確認するように心がけている。</p>	
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
(コメント)	<p>子どものプライバシー保護に関しては、法人において個人情報に関する基本方針を定め、利用時において保護者から承諾を得ている。園の掲示物、HPなどの写真の掲載においては、撮影などの同意を得ていない方へ配慮することが明確になっている。子どものプライバシー保護に関する取り組みについては、環境設定や保育者の共通理解もされ適切であるが、規程・マニュアル等の整備を各場面でしていく必要がある。プライバシーの規定やマニュアルについては、場面ごとの対応の整理や個人情報の開示と停止の位置づけも未整備なため、ブラッシュアップする必要がある。特に保育アプリ使用における個人情報管理の方法については整備が必要である。着替え時やプール活動において外から見えないよう配慮しているが、環境面で難しいところもあるため、さらなる対応が必要と考えている。</p>	

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント) 利用を希望している方への情報提供は、HP、園見学、藤井寺市の窓口などを通じて実施している。園見学での対応や園庭開放から利用希望に繋がることも多いため、それらの対応を重視し、個別の利用者意向についても把握している。実際の子どもの様子を見てもらいながら、園の方針、理念について説明をしている。園見学の案内もHPに掲載しており、随時予約できる。HPやパンフレットの情報提供内容は、写真・図・絵の使用を行い、明るく誰にでも伝わりやすい内容となっている。入園前には、説明会と個人面談の案内を送り、面談を通してに重要説明書、入園のしおりに沿って説明を行っている。	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
(コメント) 保育の開始時においては、入園決定後説明会と面談を実施し、重要事項説明書と保育・保健のしおりに沿って説明を行っている。重要事項説明書では、理念や方針、実施体制以外にも、それぞれの年齢に合わせた教育・保育の目標が記載され、利用者が保育内容について確認できるよう配慮されている。新入園児説明会聞き取り用紙では、保護者の要望、発育状況、アレルギーなどについて細やかに確認している。配慮が必要な家庭に対しては、看護師からの助言や担任の意見を踏まえて、直接説明するなどの対応を行っているが、説明についてのルール化や運用ということには行っていない。	
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
(コメント) 保育所の変更の際には、行政と連携し退園への対応を行っている。退園、転園、卒園後もいつでも園に来てもらえるよう保護者に文書を渡している。子どもたちや保護者にいつでも気軽に立ち寄れる場所であることを大切に、退園後も子どもの成長について保護者の相談に乗ることや保育園での成長を伝えることも保護者のニーズに合わせて行っている。退園時の手続きについては、一定の手順は園内において共有されているが、今後は子どもへの保育の継続性を確実にを行うために、引継ぎや申送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要である。	

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント) 日々の保育について保育アプリを使って保護者への保育内容の伝達を行い、利用者満足度の上昇を図っている。0・1・2歳に対しては連絡帳として活用し、3・4・5歳児へは毎日の活動の様子を伝えている。また掲示を通じた活動の紹介やQRコードから活動動画を見ることができるようになっている。昨年度は、満足度調査を実施し、保育のしおりに改善点を反映している。ほかにも行事ごとのアンケートの実施、個別懇談会を通じた把握を行っている。現在、定期的な満足度調査の実施やその分析、検討会議の設定などについては、体系化されていないものの、園長を中心に必要に応じて行われている。今後は、組織的に行った子どもの満足度の把握や調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められる。	

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント) 苦情解決の仕組みとして、責任者園長、窓口担当者主幹保育教諭、第三者委員を2名地域の方と社会福祉協議会の方で設定している。苦情解決の方法は、重要事項説明書にも掲載し、苦情解決の流れの説明を記載した用紙を玄関に掲示している。苦情の方法は、園内の意見箱との活用や管理職へ申出により行うことができ、対応までの経過を記録し、第三者委員にも報告している。苦情事案については、必ず本人へのフィードバックを行い、解決に努めている。これまで公表等を行った事例はないものの、必要に応じて対応するとしている。今後は、苦情の記入カードや掲示をわかりやすくするとともに、改善事例の集約や報告など配慮していく必要がある。	
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
(コメント) 日頃より担任、管理職から、送迎時の保護者へ声かけすることを大切にし、子どもへの情報共有を図っている。意見箱や個人懇談会から相談に繋がること、行政からつながることもあり、対応を行っている。相談ができるスペースは限られているが、プライバシーが守られるよう配慮している。今後、相談体制においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口の設置、専門的な相談の位置づけ、相談票の作成、相談の流れの提示提示など体制として整備することが望まれる。	
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
(コメント) 種の会保育基本マニュアルにおいても、保護者対応方針が示され、カウンセリングマインドや多様な家庭事情に corres pond すること、保護者同士の関係づくりの重要性を説いている。日ごろから、保護者の意見や相談に応じるように職員に周知され、必要に応じて面談を実施している。検討に時間がかかる場合は、その旨を伝えご理解してもらうよう配慮がなされている。現在、相談対応は主幹保育士が入り口となり対応を行うようになっているが、それらが相談の流れや体制、マニュアルとして位置づけられていない。今後は、保護者の相談や要望、提案等について、可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、重要である。	

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント) 危機管理委員会が設置され、リスクマネジメントにおけるマニュアルの整備が行われている。危機対応マニュアルとして、事故ごとのリスクへの対応が記載されており、安全管理チェック表、緊急連絡先、事故後の対応方法、園外保育での配慮などリスクマネジメントに関連するマニュアルが一通り整備されている。安全管理チェック表を用いて定期的な点検を行い、修繕や工事に生かしている。園内の危険個所の明示、ヒヤリハット取り組みなども行われており、注意喚起の必要な事案が生じた際には全職員に周知、対応策を共有している。リスクマネージャーの設定、ヒヤリハット調査の分析、一部のマニュアルが施設実態に合致していないことなどもあるため、さらなるブラッシュアップが必要である。	

Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	<p>保育基本マニュアルにおいて感染症防止及び対応マニュアルが位置づけられ、責任と役割が明示されている。法人内の看護師を中心に感染症への取り組みがなされており、4月に対応マニュアルに沿った園内研修を実施している。感染症マニュアルは、幅広い感染症についての内容を一定整備されている。感染症が発生した場合は対応の仕方などをその都度確認し、職員間でメーリングリストなども使用し、情報共有を図っている。感染者が増加した場合は、罹患者の数をボードに記載し、保育アプリでも保護者へ情報提供している。</p>	
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
(コメント)	<p>保育マニュアル、BCP計画などにおいて災害時の対応体制が記載されている。年間計画に避難訓練が明記されており、今年度は公共施設への避難訓練も予定している。緊急連絡体制については、保育アプリを使用し、電話以外の緊急連絡の確保を行っている。備蓄品、保存品についてもリスト化されており、随時確認を行っている。</p> <p>BCP計画については、今年度危機管理委員会により見直しを行う予定であるが、現在のところ内容が限定的であるため、今後もブラッシュアップが必要であり、保育基本マニュアルと連動をさせていくことが望まれる。</p>	

	<b>評価結果</b>
--	-------------

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
(コメント)	<p>幼保連携型認定こども園教育・保育要領および法人のコンセプトブック、保育基本マニュアルにより、標準的な保育の実施対応に努められている。法人の行う理念研修や新任研修、職員会議等で読み込み、理解できるよう取り組まれ、保育へ反映するよう仕組みづくりを行っている。園内研修や学習の場が充実しており、「場面記録検討会」「子どもの発達とクラスで大切にしたいこと」などの園内研修会を実施、保育の質向上のための取り組みを行っている。マニュアル委員会では定期的なマニュアルの点検、見直しを行い、標準的な方法にもとづいて実施されているか確認できる仕組みとなっている。</p>	
Ⅲ-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
(コメント)	<p>標準的な実施方法について、保育基本マニュアルが整備され、各計画の作成の方法も明示されている。事業計画は年度末に管理職・リーダーで検証を行い、次年度に向けて計画の立案をしている。運動会や発表会などの行事については、全職員が進捗を把握できるよう職員室に張り出すなどして、共通理解に努めている。保育基本マニュアルでは、接遇やインシデント時の保育の対応の記載はされているが、保育場面に即した実施時の留意点や配慮、環境等などに応じた業務手順が、未整備な状況である。また必要に応じて個別の児童に合わせたマニュアルの整備もして頂きたい。</p>	

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。

b

(コメント)

障がいのある児童や配慮の必要な児童、3歳児までの児童に対し、個別支援計画を作成している。アセスメントとしては、児童原簿、生育記録簿、個人記録、引継ぎ資料などを活用し、障がいのある児童へは、市の審査会、巡回指導記録、乳幼児の発達スケールの評価、サポートブックの作成などから情報の整理を行っている。  
現在のところ、アセスメントシートとしては、作成されておらず、様々な資料から整理をしている状況であるため、児童の生活状況を一つで整理しやすいようアセスメントシートを書式として作成することが求められる。アセスメントから個別の計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要がある。

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

b

(コメント)

指導計画の作成は、主幹が責任者となり、園長が確認し、期案会議やクラス会議で共有されている。計画を見直した場合には、期案に反映し、各クラスの前に掲示し、保護者に確認してもらっている。また変更が行われた場合、期案会議やクラス会議での議事録により、全員で確認できるメールにて共有がされている。変更後には、前月までの課題がどう変化をしたのか、振り返る機会をもっている。作成した指導計画について、恒常的な計画の評価・見直しといったPDCAのサイクルを継続して実施するため、今後は、指導計画の評価・見直しに関する手順について明記されたものを作成していく必要がある。また指導計画の書式において、更新や変更の時期や回数が明示されていることが求められる。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

(コメント)

子どもの発達状況や生活状況については、児童原簿、生育記録簿、アレルギー疾患生活管理指導表に記載がされている。児童原簿は毎年保護者に記入を依頼し、発育情報や配慮すべきこと、子育ての際の困りごとを記録してもらっている。記録の内容や書き方については、主幹保育教諭が確認を行っている。乳児クラスはアプリとともに個人記録を記入し、主観保育教諭がチェックしている。  
日々の子どもに関する記録は、保育アプリを通じて実施されており、保育内容についても保護者へアプリを使用し伝達している。園内の情報共有は、紙媒体、アプリ、メーリングリスト、teams等も活用して情報共有する仕組みを整備している。  
個別の指導計画と実際保育の実行について、確実に記録に反映できるような方法については、今後も検討が必要である。

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

b

(コメント)

記録管理責任者は、園長又は主任となっている。保護者や職員は、年時初めに個人情報保護の誓約書に署名を行っている。また、保護者に対しては、面接の際に重要事項説明書、同意書をもとに説明を行っている。  
個人情報保護の規程には、保護者の個人情報開示や停止について位置づけられているものの、その方法や書式は作成されていない。また、個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法については対応が明示されていない。保育アプリ使用やデータ管理についてもネットが接続できるPCでの使用となっていることもあり、体制として個人情報保護のための具体的対策を進める必要がある。

## 児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

		評価結果
A-1 保育内容		
A-1-1 全体的な計画の作成		
A-1-1-1-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
(コメント)	<p>年数や保育園のことをよく考えている保育者を園長・副園長が信任し、保育リーダーとしている。保育リーダーとともに定期的、問題が起きた際リーダー会議を行い、保育園にかかわる業務の計画を設定している。毎年理念研修を行うことで、法人の理念の理解を行い、目指す職員像についてスキルアップシートを制作することで各自の目標を明確化、言語化している。温厚な保護者が多く、ななこども園で行っている保育への理解は高い。一方で、幼稚園的な要素を求める保護者もあり、「遊びが学び」や子ども同士の関わりの大切さを伝えることに課題を持っている。その際、現状の保育の説明だけではなく、保育理念の裏付けとなる内容、例えば、A1社会や多様性の文化における人材についてといったように保育園が目指す子ども像にとって未来がどう影響するのかといった話をすることで、より説得力が増し、保護者の保育理解に見通しが持てるのではないかと考えられる。</p>	
A-1-2 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-2-1-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
(コメント)	<p>環境評価スケール（エカース）を利用した環境づくりを行っており、法人内他園からの見学も行っている。職員間で公開保育を行うことで、お互いの保育を見合い、共通認識やアドバイスを言い合う環境になっている。そのため、多角的な視点で子どもを見れる環境が作られている。また、子どもたちの「どうしたいのか」に寄り添うことを大切にしているが、その一方で、子どもたちの話し合いにゆだねがちになり、「導き」と「見守る」ことのバランスに課題を持っている。ななこども園では場面研修やZoomを利用した法人研修が行われており、関わりの研修は行われている。しかし、園の目指す子ども像や目標が見えない部分があるのではないかと。ゆだねるにおいても、「何をもって」「どこに向かって」といった見通しが持てるとより優れた関わりになると考えられる。</p>	
A-1-2-1-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
(コメント)	<p>各クラスで子ども数名の小グループを作り、子どもたち同士で話し合いや相談がしやすい環境の工夫を行っている。少人数の中で、友達を意識し、関わることで関係性を豊かにすることを目的としており、保育者も全体を見るのではなく、個別のグループに注目できるため子どもの個性が見やすくなっている。また、子ども同士の話し合いでも、小グループでのやり取りだからこそ、話し合いが密になっている。一方で、グループづくりが仕組化されたことで、小グループの子どもの構成に意図をもって形成していないこともあり、作業化されていることもある。仕組化され、効率的に子どもたちの関わる形態ができる一方で、意図を伝えるところに課題が見られた。その際にも、小グループでの見通しや作る意図を明確化し、言語化するといった解決方法がある。</p>	
A-1-2-1-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b

(コメント)	<p>子どもの発達に応じて、子どものしたいことを尊重し、基本的な生活習慣をつけることができるようにしている。トイレトレーニングも保育園では積極的に行うより、子どもたちが興味をもったタイミングで関わるができるようにしている。他年齢クラスとの関わりを持つ異年齢活動などを通して、興味を持つ子や挑戦してみる子どももあり、子どもの様子からトイレに誘っている。生活の中でも、絵カードを使ってスケジュールを知らせることを行っている。もともとは社会福祉士の資格を持った職員が加配が必要な子どものために用意したものが、3歳児には有効であったため、利用されていた。トイレトレーニングにおいても興味を示す機会が多いのが合同での異年齢活動であったため、異年齢で関わる機会を増やしてもいいのではないかと考えられる。</p>	
A-1-(2)-④	<p>子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	b
(コメント)	<p>子どもたちのペースを保障することができるようにパート職員も含め、職員数は多く配置されている。職員数が確保されていることで子どもたちの意見に耳を傾けることや主体的な活動を保障するための余裕をもたせることにつながっている。活動では小グループを中心に子ども同士が関わりや話し合うことを通じて活動を行なう。絵を描くことに関して、行事ごとに書いていたが、その意図がわからなくなったため活動がなくなり、保育者の得手不得手とともに各クラスに活動の差が生まれていることが課題になっている。異年齢での活動をする日を利用して、異年齢での活動に絵を描くことなどを盛り込むと、保育者の得意分野を補い合いながら発揮できるのではないかと考えられる。</p>	
A-1-(2)-⑤	<p>乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
(コメント)	<p>ハイハイやずり這いが十分にできる環境が整っている。職員の人数にも余裕を持って配置していることで、個々のリズムや発達に合わせた環境を作られていた。食事場面でも、離乳食ごとの机の配置を進めてられており、誤食が起きないようにしている。手掴みができる皿も用意されているため、子どもたちが意欲を持って食事に向かえるように工夫されている。また、給食室にすぐに要望を言いに行くことができるため、子どもの対応に細かく対応できるようにしているため、子どもたちの発達に合わせた食事の提供ができています。その一方で、子ども同士が次の発達を見る機会を少し持たせ、子どもたちが自ら学ぶ機会を増やすことで、より主体的な活動になると考えられる。</p>	
A-1-(2)-⑥	<p>3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
(コメント)	<p>1歳児クラスでは子ども一人ひとりの発達過程に合わせて、年度当初は月齢によってグループ分けによって活動することもある。また、1歳児でも2歳児でも3～4人の生活グループを作ることによって他児を認識しやすくし、自我が出しやすい環境にし、職員も対応しやすくしている。子どもの要望を聞き取りやすいよう職員も余裕をもって配置されていた。また、小グループは年間2～3回を交えることで、色々な子どもと関わる機会や発達に合わせた活動ができるように工夫されていた。週1日異年齢保育を行い、1歳児・2歳児が合同で関わる機会を設けることで、子どもたちが自分の興味のある活動や、自分の発達に合った活動ができるような配慮がされている。少し先に発達を見るということは、子どもにとって意欲につながるため、今後もこの保育を続けてほしい。</p>	
A-1-(2)-⑦	<p>3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
(コメント)	<p>小グループで関わりを持たせることを進めており、子ども同士で話し合い決めていく機会を大切にしている。子どもたちが決めた活動での失敗も一つの結果として受け入れ、失敗を含めた経験を大切にしている。5歳児クラスでは子どもたちが決定することが多くあり、5歳児の姿を目標に3歳児では選択をする機会を作ることや、4歳児では子どもたちが決定するといった機会を増やし、先を見た経験の見通しを考えている。しかし、一方で制作などでは保育者によって活動の経験に差がでることが課題となっている。異年齢で関わる活動では年長児が年少児に優しく関わる様子や年少児が年長児をよく見る様子が見られる。そのため、異年齢活動の際に、制作などの経験の共有と見て学ぶ経験を積むことによって、保育者の差は埋まる可能性がある。効果があれば、実施する日にちを増やすなどについても検討していただきたい。</p>	

A-1-(2)-⑧ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント) 大阪公立大学の作業療法士や年間二回の巡回指導など外部からの見学が多くある。個別指導計画は担任と社会福祉士の資格のある保育者とともに制作している。障がいのあることで区別をせず、小グループでの活動を通して、自分の意見が言えるように活動の見通しを持っている。加配や専門の先生を配置し活動をする事で、無理やり入れることはせず、参加したいときに参加させるといったことを通して無理せず、自ら関わられるようにしている。障がい児が活動にいない時にもいるような発言や考えを子どもたち自身が配慮する様子が見られた。その姿から保育者の活動に障がい児だけではなく、そのほかの子どもにも効果があり、今後とも継続してほしい。	
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
(コメント) 1歳児の保育室が延長保育の環境となっており、1歳児だけのおもちゃだけではなく、全園児が遊べるようなおもちゃを用意している。それと同時に子どもたちが好きな遊びができるように要望に応じて、おもちゃを持っていくこともできるようにしている。朝夕担当のパート保育者がいるため、安心感につながっている。延長保育時間では異年齢での関わりがあり、兄弟関係児も多く安心して過ごしている。その一方で、延長保育に対応した、環境構成や玩具の準備を進めることに課題を持たれていた。乳児の子どもたちが口に入れるものは持っていけないという意見もあったので、遊べる環境を分けることで対応する工夫が考えられる。	
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント) 5歳児交流があり、近隣小学校と年3回ともに遊ぶ機会がある。小学校の教員も就学に向けて見学に来ることがしばしばあり、配慮事項について連絡できる機会が多くある。近隣諸学校とののかわりも多くあり、小学校職員との連携がとられているという関係づくりは優れている点といえる。また、交流は卒園児から始まった園行事に彼ら自身が参加することがきっかけとなっており、子どもの主体的な育ちから始まったものといえる。小学校との連携はしばしば課題に挙げられる中、今後も継続してほしい。	
A-1-(3) 健康管理	
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント) 子どもの健康状態はコドモン（ICT）の連絡帳や口頭での伝達を通して保護者から直接聞いている。申し送りについては、ケガや病気など申し送り項目を表にして、延長保育時に持って行く。裏面にはヒヤリハットの項目欄があり、看護師はその表を見ることで、その日にあった子どもの様子が一覧として見られるようになっている。保育者が看護師に話を聞きにくる機会も多い。看護師が保育室に行きや保育に参加することもあり、積極的に現場と関わりをもつことは現場も助かるため、優れた点だといえる。手洗い指導や歯磨き指導、今後は和式トイレの使い方の指導も看護師が進めてみようと考えている。保育に看護師が入り、現場を理解するということは重要なことと考えている。今後も続けてほしい。	
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
(コメント) 健康診断や歯科検診の結果は連絡帳アプリ、コドモンより配信を行っている。保護者と看護師とは聞きやすい関係性になっており、気になる点を共有することは積極的に行われている。そのため、健康診断にあたり、問診を保護者から聞き看護師が医師に気づいたところ聞いている。検診内容結果（内科・歯科）は健康手帳に記入している。手洗い指導や歯磨き指導も毎年行われており、検診以外にも、手洗い指導や歯磨き指導を年間1回行っている。	
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b

(コメント)	<p>マニュアルに沿って医師によるアレルギー指示書、生活管理指導表（食物アレルギー）、アレルギー除去指示書を提出してもらい、対応している。食物アレルギーはアレルギーの程度により、同じテーブルで食べるか別のテーブルで食べる場合があり、保育士が付くようにしている。現在、アレルギー児はいるものの、アレルゲンのあるものが入っている食事の提供を行っていない。それは栄養士の入れ替わりが多いため、発注や誤食の問題が懸念されたので、現状はアレルギーの除去食の提供はやめている。今後は栄養士の定着も見込まれることから、除去食の提供を行う方向に戻すことを検討している。除去食を出すことは先に子どもの自身がアレルギーを知り、他児にとってもアレルギーの理解にもつながるため、除去食が安全にできるよう検討することは重要であると考え。</p>
--------	---

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント)	<p>「食への関心を持つことができること」を目的として、食育計画をつくっている。また、個別に応じた対応もできるように保育者は給食室と連携をとっている。各クラスで栽培やクッキングを通して、食が身近になるような取り組みをしている。また、給食でのキャベツの葉をちぎることや野菜の皮をむくなど日々の中でも食材に触れる機会を作り、食べるものに興味を持てるようにしている。その年々によって活動は変わるが、地域のうどん屋さんでうどんの作り方を聞いたり、栽培した野菜でカレーを作ったりと調理の活動を行っている。クッキングの際、子どもたちにゆだね、成功にとられず失敗からも学ぶことがあると考え、保育者が子どもたちを温かく見守り、ただ支援するというだけでなく、見守っている姿勢は今後も継続してほしい。</p>	
A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
(コメント)	<p>給食日誌には主菜、副菜と細かく書かれており、子どもの喫食状況や残食の量を記入することで、子どもたちの好みや状況を知り、今後の献立に生かされている。発達状況に応じた形状を変えるなどのやりとりなど連携が取れるよう給食会議だけではなく、日ごろからも保育室に栄養士が行くなど、関わりを持たせ、保育室での要望を聞き取りやすくする機会が多くある。衛生管理においては、食品衛生自主管理点検表に基づいて、衛生管理に努めており、栄養士が直接保育室に行くことで、子どもの状況を目で見て、直接関わる中で食事環境を理解できるようにしている。栄養士と保育現場とのやり取りがしっかりとできていることは重要なことであり、子どもの様子から食事につなげることを今後とも継続してほしい。</p>	

	評価結果
--	------

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント)	<p>日々の連絡帳のやりとりや申し送りだけではなく、ドキュメンテーションや保育参加を通して、保護者に保育園の理解と連携をとっている。ドキュメンテーションでは週2回子どもの遊びを保育者の言葉とともに張り出し、園の理念や保育方法を内容を取り入れるようにしていた。また、子どもの日々の作品も週1回ごと張り替え、クラスの子どものポートフォリオを行っている。ドキュメンテーションはそのまま園だよりに乗せることで業務の簡素化を行っている。保育参加では、自身の子もだけではなく、他児の理解も目的にされており、法人の理念「みんなでみていく園づくり」に意識がされている。様々な発信をこまめにしている点は今後も継続してほしい。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b

(コメント)	登降園に保護者とのやり取りを行い、質問や家庭での困りごと、伝えることはそこで解決できるように対応している。担任が対応できない事案については園長・主任で解決を行うことを主として、園全体で保護者支援を行うようにしている。民間移管の条件による保護者間のトラブル解決の方法が問題になっているが、特定の保護者ということで、多くの保護者は保育園の対応に理解を示している。これは日ごろの発信が行われていることで、保護者が保育園の保育への理解が安心することに繋がっているからであると考えられる。入職者にはマナー研修のマニュアル、保護者クレームのデモンストレーション、法人HPの保育の動画など、ツールを利用することで、保護者が安心して保育園に預けることができるような枠組みを設けている。	
A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
(コメント)	排泄やシャワー時、着替えなどでの全身の視診、表情・顔色・言葉などの変化に気を付け、早期発見に努めるのは日々の保育の中で実施している。通常と違った場合、園内で共有、目に見える傷などは写真を撮影し、日付とともに記録に残す。必要な場合、関連機関との連絡を取り、連携するマニュアルを作成している。現状、該当知る事案が起きていないこともあり、法人の新人研修での話はあるものの、マニュアルに基づいた研修は行われていない。	

		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	評価スケール（エカース）の利用や公開保育を通して、他園の先生に保育観察し、振り返りをおこなっている。保育経験ごとのグループや年代を縦割りにした職員のグループなど、組み合わせを変えた小グループを職員間でも作り、保育リーダーとの年3回の面談やスキルアップシートの記入、今期の反省や来季の目標を記入し保育の質の向上へ努めている。小グループで行うことを通して、自分にはない視点を知ることや保育実践の振り返りに繋がっている。一方で、場面記録が中心になってしまい、活動が後回しになっているところに課題が見られる。場面記録で得られるものと、活動で得られるものとの取捨が求められる。場面記録では関わりの見取りとなると質の向上、活動では子どもの体験の量といえる。どちらが今の保育園にとって必要なものなのかを今一度検討し、優先順位を再構築していくことで解消すると考えられる。	

		評価結果
A-4 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1) 子どもの発達・生活援助		
A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取り組んでいる。	b
(コメント)	排泄やシャワー時、着替えなどでの全身の視診、表情・顔色・言葉などの変化に気を付け、早期発見に努めている。通常と違った場合、園内で共有、目に見える傷などは写真を撮影し、日付とともに記録に残す。必要な場合、関連機関との連絡を取り、連携するマニュアルを作成している。保護者との信頼関係を結び、些細なことでも伝えてもらえるよう風通しを良くすることを心がけている。	

## 利用者(保護者)への聞き取り等の結果

### 調査の概要

調査対象者	ななこども園に在籍中のご家庭の保護者
調査対象者数	105 人
調査方法	利用者調査、WEBでの調査を実施し、携帯電話・スマートフォン・パソコンによる回答を中心とし、紙ベース希望者には従来型の紙による回答も可能とした。利用者調査開始時には、調査の趣旨や手法などに関する詳細な説明と個別のID・パスワードを記した案内状を封緘封筒に入れて全家庭に配布し

### 利用者への聞き取り等の結果（概要）

調査開始時点での本園の利用世帯105世帯（園児数131名）を対象として実施した。なお、兄弟姉妹がいる世帯は1世帯として扱った。結果的に88名からの回答となっている。（83.81%）

《設問：自由記述を除き16項目》

◆100%の利用者が満足であると答えている項目：0件

◆95%以上の利用者が満足であると答えている項目：3件  
「保育内容や方法について」「提供される食事についての案内」「保護者が保育に参加する機会」

◆90%以上の利用者が満足であると答えている項目：5件  
「保育理念や方針についての説明」「入園時の説明や園の様子」「園だより等の発信について」「感染症の発生時の連絡」「健康診断の結果の案内」

◆80%の利用者が満足であると答えている項目：5件  
「保育に関する要望への対応」「提供される食事の充実さ」「食事についての連絡」「送迎時等、保育士との情報交換の場があるか」「相談できる環境」

すべての項目で高い満足度であり、保育の内容だけでなく、積極的なコミュニケーションを大切にして、連絡帳アプリを導入し、園について発信していることが安心や信頼へ繋がっているようだ。

今後は今回保護者から出された個別意見の対応可能な事柄へのさらなる配慮や説明を充実させていただくことに期待したい。

## 福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

### ①【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

### ②【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

### ③【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等